社会福祉法人ひだまり

虹色ひだまり運営規程

【特定相談支援・障害児相談支援】

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人ひだまり（以下「事業者」という。）が設置する虹色ひだまり（以下「事業所」という。）において実施する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援並びに基本相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定計画相談支援等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

２　事業所は、利用者等の意思及び人権を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

３　事業所は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。

４　前３項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）「児童福祉法に基づく社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令 29 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定計画相談支援等を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　指定計画相談支援等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　虹色ひだまり
（２）所在地　　滋賀県米原市能登瀬 1322-1

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の職務の内容は、次のとおりとする。
（１）管理者　　１名（常勤職員）
管理者は職員の管理、指定計画相談支援等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
（２）相談支援専門員　　１名以上（常勤兼務職員２名）
相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する業務及びサービス等利用計画書の作成に関する次の業務を行う。
（ア）アセスメントを実施すること。
（イ）サービス等利用計画書を作成すること。
（ウ）サービス等利用計画書を利用者等に交付すること。
（エ）モニタリングを実施すること。
（オ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。
（カ）利用者等からの依頼により、利用者及び障害児が居宅での生活に移行できるよう、必要な情報及び助言その他必要な援助を行うこと。
（キ）その他必要な相談及び援助。

（営業日及び営業時間等）
第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
（１）営 業 日　　月曜日から金曜日の内、週４日とする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から１月３日までを除く。
（２）営業時間　　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。

（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）
第６条　事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は次のとおりとする。
（１）身体障害者
（２）知的障害者
（３）精神障害者
（４）障害児
（５）難病等患者
（指定計画相談支援の提供方法及び内容）
第７条　事業所で行う指定計画相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

（１）サービスの提供方法等についての説明

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行うものとする。

（２）アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施

（ア）適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行うものとする。また、面接の趣旨を利用者等及び家族に対し十分に説明し、理解を得るものとする。

（３）サービス利用計画案の作成

（ア）アセスメントに基づき、地域における指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容及び量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項等を記載するものとする。

（イ）サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害者総合支援法第 19 条第 1 項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、サービス等利用計画案の内容について、利用者等又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画案を作成した際には、サービス等利用計画案を利用者等に交付するものとする。

（４）サービス等利用計画の作成

（ア）支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他との連携調整等を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、サービス利用計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

（イ）（ア）に規定するサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得るものとする。

（ウ）サービス等利用計画を作成した際には、サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付するものとする。

（５）モニタリング（サービス等利用計画の実施状況の把握）の実施

（ア）利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う等との連絡を継続的に行い、

厚生労働省令で定める期間ごとに利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録するものとする。

（イ）モニタリングの結果、必要に応じてサービス等利用計画を変更し、福祉サービス等の行事を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

（６）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（５）に附帯するその他の必要な支援、相談、助言を行うものとする。

（指定障害児相談支援の提供方法及び内容）

前８条　前条緒規定は、事業所で行う指定障害児相談支援の提供方法及び内容について、準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

（利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等）

第９条　法定代理受領を行わない指計画相談支援又は指定障害児相談支援を提供した際は、利用者及び障害児の保護者から障害者総合支援法第 51 条の 17 第２項の規定又は児童福祉法第第 24 条の 26 第２項により算定された計画相談支援又は指定障害児相談支援給付費の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領により市町村から計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、計画作成対象障害者に対し、当該計画作成対象障害者等に係る計画相談支援給付費等の額を通知するものとする。

３　前第 1 項及び第２項のほか、第 11 条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。

４　前項第 1 項から第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。

５　前第 1 項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者等に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第 10 条　事業所は、利用者等が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から障害者総合支援法第 29 条第３項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付の額を控除した

額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は令第 46 条の６第 1 項に規定する高齢障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況の確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

２　事業所は、利用者等が同一の月に指定障害児通所支援を受けたときは、児童福祉法第 21 条の５の３第２項第２号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 24 年政令第 74 号）第 25 条の２第 1 項に規定する負担上限額、又は児童福祉施行令第 25 条の６第 1 項に規定する高齢障害児通所給付費算定準額を超えるときは、指定障害児通所支援等の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害児通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条　通常の事業の実施地域は、米原市、旧長浜市とする。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第 12 条　指定計画相談支援等の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　指定計画相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第 13 条　提供した指定計画相談支援等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定計画相談支援に関し、障害者総合支援法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、障害者総合支援法法第 11 条第２項の規定により滋賀県知事が、また、障害者総合支援法第 51 条の 27 第２項の規定により市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は滋賀県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は滋賀県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　提供した指定障害児相談支援に関し、児童福祉法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が、児童福祉法第 57 条の３の２第 1 項の規定により滋賀県知事が、また、児童福祉法第 57 条の３の３第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提示の命令、又

は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は滋賀県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条　事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

（人権擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第 15 条　事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止に関する責任者の選定

（２）成年後見制度の使用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（５）相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

（６）地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（７）虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置と決定的な開催及びその結果について職員への周知

２　前項第２号の法人が定める委員会において、虐待に関する検討会を開催する。

（地域生活支援拠点の機能を担う事業所）

第 16 条　事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するた

めの基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）第一の二の３に規定する地域生活支援拠点としての機能を担う。

（１）相談

緊急の支援が見込めない世帯を把握した上で、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート及び相談支援を行う機能

（２）緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した緊急時の受け入れ体制の確保、医療機関への連絡等必要な対応を行う機能

（３）専門的人材の確保・養成

医療的なケアが必要な者、行動障害を有する者及び高齢化に伴い重度化した者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（４）地域の体制づくり

地域のニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

（指定特定相談支援事業所間一体的管理運営）

第 17 条　指定特定相談支援事業所間で一体的な管理運営を行うため、相談支援事業の質の向上及び安定的な提供を目的として、相談事業所と共同体を構成し、相互に連携及び協力して事業を運営するものとする。

２　共同体を構成する事業所は、「相談事業所かなで」、「虹色ひだまり」、「相談支援ミラクルクエスチョン」の３事業所とする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条　職員の資質向上のために研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　　採用後３か月以内

（２）継続研修　　年２回以上

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から５年間保存するものとする。

４　事業者は、事業所の職員が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（１）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

・包丁（刃物）を向ける
・首を絞める
・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
・ひっかく、つねる
・服を引きちぎる
・手を払いのける
・唾を吐く
・物を投げつける

（２）精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】
・無視し続け、サービス提供ができない
・奇声、大声を発する
・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
・職員に嫌がらせをする
・気に入っている職員以外のサービスを拒否する
・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
・業務終了後も要望を次々と出される
・契約業務以上のサービスを強要する
・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
・「盗人」と言い続ける
・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

（３）セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】
・必要もなく手や腕を触る
・抱きつく
・ヌード写真を見せる
・あからさまに性的な話をする
・卑わいな言動を繰り返す
・職員の衣服等に手を入れる

（４）その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）

・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる

・職員に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー行為等の規則等に関する法律」により規制されている行為）

・特定の職員に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人ひだまりと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（非常災害・感染症対策・業務継続計画）

第19条　非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

２　非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。

３　消防計画及び業務継続計画等について定期的に職員に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

附　則

１．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２．この規程は、令和４年４月１日から施行する。

３．この規程は、令和５年５月１日から施行する。

４．この規程は、令和６年４月１日から施行する。

５．この規程は、令和７年３月26日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

６．この規程は、令和８年２月１日から施行する。